

○経済産業省令第七十六号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令（令和六年経済産業省令第四十八号）の全部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月七日

経済産業大臣 武藤 容治

二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 試掘

第一節 試掘の許可

第一款 特定区域の指定及び特定区域における試掘の許可（第二条―第八条）

第二款 特定区域以外の区域における試掘の許可（第九条）

第三款 許可試掘区域の増減等（第十条―第十三条）

第二節 試掘権

第一款 公衆の縦覧に供する期間（第十四条）

第二款 試掘権の放棄の届出（第十五条）

第三節 試掘の実施等（第十六条―第二十二条）

第四節 保安

第一款 試掘者の義務等（第二十三条・第二十四条）

第二款 自主的な保安（第二十五条―第三十一条）

第三款 工事計画及び検査（第三十二条―第四十二条）

第三章 貯留層の探査（第四十三条―第五十四条）

第四章 土地の使用（第五十五条―第六十二条）

第五章 雑則（第六十三条―第六十五条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（以下「法」という。）及び貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令（令和六年経済産業省令第七十四号）において使用する用語の例による。

第二章 試掘

第一節 試掘の許可

第一款 特定区域の指定及び特定区域における試掘の許可

（実施要項に記載する事項）

第二条 法第三条第五項第六号の経済産業省令で定める事項は、同項第一号から第五号までに掲げるもののほか、特定事業者（同条第一項に規定する特定事業者をいう。）の募集に必要な事項とする。

（緊急を要する特別の事情）

第三条 法第三条第六項ただし書の経済産業省令で定める緊急を要する特別の事情は、次に掲げるものとする。

一 エネルギー及び鉱物資源の利用による環境への負荷の程度の低減その他公共の利益の増進を図るために、緊急に試掘を行う必要があると認められる事情

二 その他前号に掲げる事情に準ずると認められる事情

（試掘の許可の申請）

第四条 法第四条第二項の申請をしようとする者は、様式第一による申請書を法第三条第五項第四号の募集の期間内に経済産業大臣に提出しなければならない。

(試験の許可に係る申請書の添付書類の様式等)

第五条 法第四条第三項各号に掲げる添付書類は、それぞれ次の各号に定めるところにより作成しなければならない。

一 様式第二による法第四条第三項第一号の事業計画書は、次に掲げる事項を記載するものとし、その内容を説明する参考書類があるときは、あわせて添付するものとする。

イ 試験に関する計画

ロ 試験の方法に関する事項

ハ 試験に要する期間

二 法第四条第二項の申請（第四号ホにおいて単に「申請」という。）に係る試験区域及びその周辺の地質構造の評価

ホ 許可貯留区域等（法第五条第一項第四号に規定する許可貯留区域等をいう。第四十五条第二項第三号において同じ。）における貯留事業等（法第三条第一項に規定する貯留事業等をいう。第四十五条第二項第三号において同じ。）及び法第十二条第一項の政令で定めるものの開発に係る事業（諸外国においてこれらに相当するものを含む。）の実績

ヘ 試験を行うための資金計画

ト 試験を行うための体制

チ その他試験に関する必要な事項

二 法第四条第三項第二号の図面は、平面図その他必要な図面とする。

三 法第四条第三項第三号の事業の用に供する者又は同項第四号の行政機関の長の意見がないときは、その事実を明らかにするものとする。

四 法第四条第三項第五号の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

イ 試験に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びにこの資金の調達方法を確認するために必要となる書類

ロ 直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

ハ 主たる技術者の履歴書

ニ 申請者が法第五条第一項第二号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ホ 申請に係る試験区域及びその周辺の地質構造を明らかにする断面図

ヘ 法第二百二十四条第一項の損害の賠償が生じた場合に備えた支払能力を証する書面

ト 他の者との当該他の者の活動に伴って排出された二酸化炭素の貯蔵に係る調整の状況の概要を示す書面

チ その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類

(公告事項)

第六条 法第七条第四号（法第九条第五項、第十二条第五項及び第六項並びに第十四条第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第七条各号に掲げる事項の縦覧の場所及び時間

二 法第八条の意見書の提出方法及び提出先

三 前二号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

(試験の許可の更新の申請)

第七条 法第九条第二項（法第十二条第六項において準用する場合を含む。）の更新の申請は、法第九条第一項の規定による許可の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間にしなければならない。

2 法第九条第三項（法第十二条第六項において準用する場合を含む。）の申請をしようとする者は、

様式第三による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 第五条（第四号二を除く。）の規定は、前項の申請書及び当該申請書に係る試験区域について準用する。

(特定区域の指定及び変更の提案)

第八条 法第十一条第一項の規定による特定区域の指定又は変更の提案をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第四による提案書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該提案に係る区域の所在地

三 当該提案に係る区域の面積

四 当該提案の理由

2 前項の提案書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該提案に係る区域を表示する図面

二 当該提案に係る区域及びその周辺の地質構造の評価を説明する書類

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第一号の図面は、平面図その他必要な図面とする。

第二款 特定区域以外の区域における試験の許可

第九条 法第十二条第二項の申請をしようとする者は、様式第五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 第五条の規定は、前項の申請書及び当該申請書に係る試験区域について準用する。

第三款 許可試験区域の増減等

(許可試験区域の増減の許可の申請)

第十条 法第十四条第二項の申請をしようとする者は、様式第六による申請書に、許可試験区域（法第十四条第二項第二号に規定する許可試験区域をいう。以下同じ。）及び当該申請に係る増減後の試験区域との関係を示す図面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 第五条（第四号二を除く）、許可試験区域の減少に係る申請にあっては、第三号を除く。）の規定は、前項の申請書並びに当該申請書に係る許可試験区域の増減及び前項の申請に係る許可試験区域について準用する。

(試験の譲渡及び譲受けの認可等の申請)

第十一条 法第十七条第一項の認可を受けようとする者は、様式第七による申請書に、次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し

二 譲り受けようとする試験に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びにこの資金の調達方法を確認するために必要となる書類

三 直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

四 主たる技術者の履歴書

五 譲り受けようとする試験を行うための体制を記載した書面

六 譲受人が法第五条第一項第二号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

七 法第二百二十四条第一項の損害の賠償が生じた場合に備えた支払能力を証する書面

八 その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類

2 法第十二条第二項の認可を受けようとする者は、様式第八による合併認可申請書又は様式第九による分割認可申請書に、次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

二 試験に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びにこの資金の調達方法を確認するために必要となる書類

三 合併後存続する法人又は分割により一の許可試験区域における試験の全部を承継する法人が現に試験者（法第十三条第二項に規定する試験者をいう。以下同じ。）でない場合にあっては、直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

四 合併又は分割により法人を設立する場合にあつては、当該法人の設立後三年間の各事業年度の資金計画書及び収支見積書

五 主たる技術者の履歴書

六 試掘を行うための体制を記載した書面

七 合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立される法人又は分割により一の許可試掘区域における試掘の全部を承継する法人が法第五条第一項第二号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

八 法第二百二十四条第一項の損害の賠償が生じた場合に備えた支払能力を証する書面

九 その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類

(試掘者の相続の届出等)

第十二条 法第十八条第二項の規定により相続の届出をしようとする者は、様式第十による届出書に、次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 戸籍謄本

二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により試掘を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

三 試掘に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びにこの資金の調達方法を確認するために必要となる書類

四 相続人が法第五条第一項第二号イからハまで又はホのいずれにも該当しないことを誓約する書面

五 法第二百二十四条第一項の損害の賠償が生じた場合に備えた支払能力を証する書面

六 その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類

2 法第十八条第三項の経済産業省令で定める期間は、経済産業大臣からの通知が到達してから六月とする。

(試掘の許可の取消し等に伴う措置)

第十三条 法第二十三条第一項(法第六十四条第三項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める措置は、法第二十三条第一項の坑口の閉塞並びに掘削用機械及び火薬類取扱所の撤去とする。

第二節 試掘権

第一款 公衆の縦覧に供する期間

第十四条 法第二十七条(法第二十九条第四項、第三十条第四項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公衆の縦覧に供する期間は、当該縦覧に係る試掘権が消滅する日までとする。

第二款 試掘権の放棄の届出

第十五条 法第三十五条第三項の規定により届出をしようとする者は、様式第十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第三節 試掘の実施等

(試掘の事業に着手するために通常必要と認められる期間)

第十六条 法第五十八条第一項の経済産業省令で定める期間は、試掘の許可(法第十三条第二項に規定する試掘の許可をいう。第二十九条第一号において同じ。)を受けた日、法第十七条第一項若しくは第二項の認可を受けた日又は法第十八条第三項の規定により同項各号に掲げる基準のいずれにも適合する旨の通知を受けた日から六月以内とする。

(試掘の事業に着手したときの届出等)

第十七条 法第五十八条第二項の規定により試掘の事業着手の届出をしようとする者は、様式第十二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第五十八条第三項において準用する法第三十七条第二項の規定により試掘の事業着手の延期の認可の申請をしようとする者は、様式第十三による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 法第五十八条第三項において準用する法第三十七条第五項の規定により試掘の事業休止の認可の申請をしようとする者は、様式第十四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

4 法第五十八条第三項において準用する法第三十七条第六項の規定により休止した試掘の事業再開の届出をしようとする者は、様式第十五による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(試掘実施計画の認可の申請)

第十八条 法第五十九条第一項の規定により試掘実施計画の認可の申請をしようとする者は、様式第十六による試掘実施計画に、その内容を説明する参考書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第五十九条第一項第四号の経済産業省令で定める事項は、試掘を行うための資金計画及び体制とする。

(試掘実施計画の変更の認可の申請等)

第十九条 法第六十条第一項の規定により試掘実施計画の変更の認可の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容の概要
- 三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該変更後の試掘実施計画及び当該変更に係るものの内容を説明する参考書類を添付しなければならない。

3 法第六十条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 別表第一の中欄に掲げる変更の工事を伴う変更以外の変更
- 二 試掘者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更その他の試掘実施計画の内容の実質的な変更を伴わない変更

(試掘実施計画の軽微な変更の届出)

第二十条 法第六十条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第十八による届出書に、変更後の試掘実施計画を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(認可試掘実施計画の実施状況の定期の報告)

第二十一条 法第六十四条第一項において準用する法第四十九条の規定により報告をしようとする者は、法第五十九条第一項の認可を受けた日から一年に一回以上、様式第十九による報告書に、試掘によつて得られた地質構造の調査の結果(解析結果を含む。)及びその記録を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記憶媒体をいう。第五十四条において同じ。)を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(試掘の廃止の届出)

第二十二条 法第六十四条第二項において準用する法第五十七条第一項の規定により試掘の廃止の届出をしようとする者は、様式第二十による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第四節 保安

第一款 試掘者の義務等

(試掘者が講ずべき措置)

第二十三条 法第六十六条第二項の規定に基づき、同項第一号に掲げる事項について試掘者が講ずべき措置は、次のとおりとする。

- 一 土地の掘削を行うときは、ガスの噴出を防止するための措置を講ずること。
- 二 ガスの噴出が発生したとき又はその兆候を認めたときは、試掘に従事する者の退避、送電の停止その他のガスの噴出による被害を防止するための措置を講ずること。

2

- 三 地表の沈下その他の土地の掘削による被害を防止するための措置を講ずること。
- 四 試掘の実施後の坑井は、速やかに、坑口の閉塞その他のガスの噴出による被害その他の被害を防止するための措置を講ずること。ただし、試掘の実施後の坑井であつて今後の活用が見込まれるものについては、坑口装置のバルブの閉止その他の措置を講ずれば足りるものとする。
- 法第六十六条第二項の規定に基づき、同項第一号に掲げる事項について試掘者が講ずべき措置は、次の各号に掲げる事項ごとに、当該各号に定める措置とする。
- 一 貯留等工作物の工事、維持及び運用 次のイからホまでに掲げる措置
- イ 試掘の用に供する貯留等工作物の安全かつ適正な使用方法又は作業方法若しくは作業手順を定め、これを試掘に従事する者に周知すること。
- ロ 試掘の用に供する貯留等工作物並びに掘削箇所及び掘削跡を保安のため必要があるときに点検し、危険又は異常の有無を検査し、かつ、被害の防止のため必要な事項について測定すること。
- ハ 台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害により保安上危険の有無を検査する必要があるもの又はロの測定の結果に異常が認められたものについては、点検、検査又は測定について必要な措置を講ずること。
- ニ ロ及びハの点検、検査及び測定についての箇所、項目、方法及び頻度をあらかじめ定め、これを試掘に従事する者に周知すること。
- ホ ロ及びハの点検、検査及び測定の結果を記録し、必要に応じ、これを保存すること。
- 二 火薬類の取扱い 次のイからリまでに掲げる措置
- イ 火薬類を受け渡すときは、あらかじめ安全な一定の場所を定め、当該場所において行うこと。
- ロ 火薬類を存置するときは、火薬類取扱所を設け、当該箇所において行うこと。ただし、イの場所、使用場所及びその付近に安全な方法で一時存置する場合は、この限りでない。
- ハ 火薬類取扱所に存置する火薬類は、二作業日の使用見込量以上としないこと。
- ニ 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。
- ホ 受け渡し、返還し、及び使用した火薬類の種類及び数量を記録し、これを一年間保存すること。
- ヘ 火薬類を受け渡し、存置し、運搬し、又は使用するときは、暴発、紛失及び盗難を防止するための措置を講ずること。
- ト 火薬類を使用するときは、ヘの規定によるほか、異常爆発の防止並びに作業者及び周辺への被害を防止するための措置を講ずること。
- チ 火薬類の使用後は、ヘの規定によるほか、不発その他の危険の有無の検査の実施その他の火薬類による被害を防止するための措置を講ずること。
- リ 不発の際は、安全な方法による火薬類の回収その他の火薬類による被害を防止するための措置を講ずること。
- 三 火気の取扱い 次のイからハまでに掲げる措置
- イ 火気使用禁止区域の設定、可燃性物質の管理その他の火災を防止するための措置を講ずること。
- ロ 消火設備の設置その他の火災による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。
- ハ 火災を認めたときは、消火作業の実施、試掘に従事する者の退避その他の火災による被害を防止するための措置を講ずること。
- 第二十四条 試掘者は、次の表の災害の欄に掲げる災害が発生したときは、それぞれ同表の報告の形式、報告期限及び報告先の欄に掲げるところにより、報告しなければならない。

災害	報告の方式	報告期限		報告先
		速報	詳細	
一 貯留等工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は貯留等工作物の操作により人が死亡した災害（次号に掲げるものを除く。）	災害速報（以下「速報」という。）及び災害詳細（以下「詳細」という。）	災害が発生した時から二十分以内	災害が発生した日から三十分以内	経済産業大臣及び当該災害に係る貯留等工作物の設置場所を管轄する官庁の長（以下「官庁の長」という。）
二 工事中の貯留等工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は工事中の貯留等工作物の操作により人が死亡した災害	速報及び詳細	災害が発生した時から二十分以内	災害が発生した日から三十分以内	官庁の長（以下「官庁の長」という。）
三 貯留等工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は貯留等工作物を操作することにより人が負傷した災害（前二号及び次号に掲げるものを除く。）	速報及び詳細	災害が発生した時から二十分以内	災害が発生した日から三十分以内	官庁の長（以下「官庁の長」という。）
四 工事中の貯留等工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は工事中の貯留等工作物を操作することにより人が負傷した災害（第二号に掲げるものを除く。）	速報及び詳細	災害が発生した時から二十分以内	災害が発生した日から三十分以内	官庁の長（以下「官庁の長」という。）
五 貯留等工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は貯留等工作物を操作することにより一般公衆に対し避難、家屋の破壊、交通の困難等を招来した災害（第一号から前号までに掲げるものを除く。）	速報及び詳細	災害が発生した時から二十分以内	災害が発生した日から三十分以内	官庁の長（以下「官庁の長」という。）
六 台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害又は火災による貯留等工作物の損傷若しくは破壊による災害（第一号から前号までに掲げるものを除く。）	速報及び詳細	災害が発生した時から二十分以内	災害が発生した日から三十分以内	官庁の長（以下「官庁の長」という。）
七 主要な貯留等工作物の欠陥、損傷又は破壊による災害（第一号から前号までに掲げるものを除く。）	速報及び詳細	災害が発生した時から二十分以内	災害が発生した日から三十分以内	官庁の長（以下「官庁の長」という。）
八 土地の掘削によるガスの噴出その他の災害（第一号から前号までに掲げるものを除く。）	速報及び詳細	災害が発生した時から二十分以内	災害が発生した日から三十分以内	官庁の長（以下「官庁の長」という。）
九 火薬類の紛失、盗難その他の火薬類に関する災害	速報及び詳細	災害が発生した時から二十分以内	災害が発生した日から三十分以内	官庁の長（以下「官庁の長」という。）

3 第二項の規定による詳細は、様式第二十一による報告書を提出して行わなければならない。

2 前項の規定による速報は、次に掲げる事項について、電話その他適当な方法により行わなければならない。

一 災害の発生の日時及び場所

二 災害の概要

三 災害の原因

四 応急措置

第二款 自主的な保安

(保安規程)

第二十五条 法第六十九条第一項の保安規程は、次の事項について定めるものとする。

一 試掘場（法第五十九条第一項第三号に規定する試掘場をいう。以下同じ。）における保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。

二 作業監督者が旅行、疾病その他事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。

三 試掘に従事する者に対する保安教育に関すること。

四 第二十三条各項に規定する試掘者が講ずべき措置について、それを実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項に関すること。

五 現況調査で明らかになつた保安を確保するための措置の内容に関すること。

六 保安を確保するための措置の評価の方法に関することであつて次に掲げるもの

イ 現況調査を実施する体制に関すること。

ロ 措置の実施状況を確認する体制及びその時期に関すること。

ハ 措置の内容を評価する体制及びその時期に関すること。

二 措置の実施状況の確認結果又は措置の内容の評価結果の記録に関する事項に関すること。

七 前号に規定する評価の結果を踏まえた保安を確保するための措置の見直しに関すること。

八 災害その他非常の場合にとるべき措置に関すること。

九 試掘場における保安についての記録（第六号二に規定するものを除く。）に関すること。

十 その他試掘場における保安に関し必要な事項に関すること。

（保安規程の届出）

第二十六条 法第六十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十二による届出書に、保安規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第六十九条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十二による届出書に、保安規程及び変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（作業監督者の選任）

第二十七条 法第七十一条第一項の規定による作業監督者の選任は、次の表の上欄に定める作業の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を有する者のうちから行うものとする。

作業の区分		作業監督者の要件	
一 掘削用機械の操作その他の土地の掘削に関する作業	一	一	一
	二	二	二
二 火薬類の存置、受渡し、運搬及び使用に関する作業	一	一	一
	二	二	二

2 試掘者は、前項の表の上欄の各号に定める作業（火薬類を存置（火薬類の受渡し場所又は使用場所において一時存置する場合を除く。）する作業を除く。）をする作業監督者を選任するときは、前項の規定によるほか、当該各号の下欄に掲げる要件と同等以上の能力を有すると産業保安監督部長が認めた者から選任することができ、

（作業監督者の選任の届出）

第二十八条 法第七十一条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（現況調査の時期）

第二十九条 法第七十四条第一項の経済産業省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 試掘の許可の有効期間が満了しようとするとき。

二 試掘者が法第五十八条第三項において準用する法第三十七条第五項の認可を受けて試掘の事業を休止しようとするとき。

三 試掘者が法第五十八条第三項において準用する法第三十七条第五項の認可を受けて休止した試掘の事業を再開しようとするとき。

四 試掘者が法第六十条第一項の規定による試掘実施計画の変更をしようとするとき。

五 試掘者が法第六十四条第二項において準用する法第五十七条第一項の規定により試掘の廃止の届出をしようとするとき。

（現況調査の項目）

第三十条 法第七十四条第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 掘削箇所及びその周辺の地質状況

二 試掘場周辺の状況

三 第二十三条各項に規定する試掘者が講ずべき措置に係る事項（貯留等工作物に係る調査にあつては、それらが故障、破損その他の事由により通常の使用ができない場合を含む。）

四 前三号に掲げるもののほか、試掘場における保安を害する事項

2 法第七十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第六十八条第一項の規定による報告に係る災害の原因

二 前号の災害とその原因との関係

三 第一号の災害の発生前に講じていた保安を確保するための措置に対する評価

（現況調査の結果の記録）

第三十一条 法第七十四条第一項から第三項までの規定による調査の結果の記録は、十年間保存するものとする。

第三款 工事計画及び検査

（工事計画）

第三十二条 法第七十五条第一項の経済産業省令で定める貯留等工作物の設置又は変更の工事は、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に於て、それぞれ同表の中欄に掲げるものとする。

2 法第七十五条第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、別表第一の中欄に掲げる変更の工事を伴う変更以外の変更とする。

3 法第七十五条第八項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次条第一項第一号の工事計画書の記載事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

（工事計画の届出）

第三十三条 法第七十五条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十四による届出書に、次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、その届出が廃止の工事に係る場合は、第二号及び第三号の書類を添付することを要しない。

一 工事計画書

二 貯留等工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に於て、同表の下欄に掲げる書類

三 工事工程表

四 変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類

- 2 前項第一号の工事計画書には、届出に係る貯留等工作物の種類に応じて、別表第二の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事（廃止の工事を除く。）又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならない。
- 3 法第七十五条第八項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十五による届出書に、変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。（添付書類の省略）
- 第三十四条 法第七十五条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、その届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣がその届出に係る貯留等工作物の型式、設計等からみて添付することを要しない旨の指示をしたものについては、前条第一項の規定にかかわらず、添付することを要しない。
- （使用前自主検査の対象）
- 第三十五条 法第七十五条第一項又は第二項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする貯留等工作物であつて、法第七十六条第一項の経済産業省令で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。
- （使用前自主検査の方法）
- 第三十六条 法第七十六条第一項の使用前自主検査は、貯留等工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、同条第二項各号の基準のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法で行うものとする。
- （使用前自主検査の記録の作成及び保存）
- 第三十七条 法第七十六条第一項の規定により使用前自主検査の記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。
- 一 使用前自主検査年月日
 - 二 使用前自主検査の対象
 - 三 使用前自主検査の方法
 - 四 使用前自主検査の結果
 - 五 使用前自主検査を実施した者の氏名（使用前自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び使用前自主検査を実施した者の氏名）
 - 六 使用前自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 2 使用前自主検査の結果の記録は、当該使用前自主検査の対象である貯留等工作物を廃止するまでの期間又は当該使用前自主検査を行った日から起算して五年を経過するまでの期間のいずれか長い期間保存するものとする。
- （定期自主検査の対象）
- 第三十八条 法第七十七条の経済産業省令で定める貯留等工作物は、掘削用機械及び火薬類取扱所とする。
- （定期自主検査の方法）
- 第三十九条 法第七十七条の定期自主検査は、次に掲げる方法で行うものとする。
- 一 開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法
 - 二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法
- （定期自主検査の実施時期）
- 第四十条 法第七十七条の定期自主検査は、貯留等工作物の種類等に応じ、二年以内ごとに一回行うものとする。
- （定期自主検査の記録の作成及び保存）
- 第四十一条 法第七十七条の規定により定期自主検査の記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。
- 一 定期自主検査年月日
 - 二 定期自主検査の対象
 - 三 定期自主検査の方法

- 四 定期自主検査の結果
- 五 定期自主検査を実施した者の氏名（定期自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び定期自主検査を実施した者の氏名）
- 六 定期自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 2 定期自主検査の結果の記録は、直近二回分を保存するものとする。
- （電磁的方法による保存）
- 第四十二条 第三十七条第一項各号及び前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第七十六条第一項及び第七十七条に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。
- 2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。
- 第三章 貯留層の探査
- （法第七十七条第一項の経済産業省令で定める方法等）
- 第四十三条 法第七十七条第一項に規定する地震探査法は、人工的に振動を起こすことで地震波を発生させ、その反射波を検知する方法をいうものとする。
- 2 法第七十七条第一項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 電磁法（電磁波を地表又は水底近くで発生させ、生じた電磁場の変化を検知する方法をいう。）
 - 二 集中的サンプリング探査法（地表又は水底の岩石を収集する機器を用いて、当該岩石を集中的に収集する方法をいう。）
- （探査の許可の申請）
- 第四十四条 法第七十七条第二項の申請をしようとする者は、様式第二十六による申請書に、様式第二十七により次に掲げる事項を明示した探査を行おうとする区域を表示する図面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
- 一 申請の区域の所在地
 - 二 申請の区域の面積
 - 三 縮尺
 - 四 申請の区域の形状を示す多角形の頂点となる地点（次号において「申請の区域の頂点」という。）及び右回りに付したその番号
 - 五 平面直角座標系（平成十四年国土交通省告示第九号で定めるものをいう。）による申請の区域の頂点の座標値
 - 六 申請の区域の境界線
 - 七 申請の区域及びその付近の地形
 - 八 その他回頭区域、予備調整区域、探査測線又は探査測点その他の探査を行う位置を把握するために必要な事項
- 2 前項の申請書には、申請者が法第百八条第二号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添えなければならない。
- （探査の方法等）
- 第四十五条 法第七十七条第二項の申請をしようとする者が、同項第四号に掲げる事項を申請書に記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 海域において探査を行おうとする場合にあっては、当該探査の用に供する船舶（当該探査に使用する警戒船等の船舶を含む。）の詳細
 - 二 探査の用に供する装置及び機器の詳細
 - 三 その他探査の具体的な方法を説明するために必要な事項

2 法第百七条第二項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 調査の実施計画
- 二 寄港予定地及び寄港予定日
- 三 調査が他人の許可貯留区域等の直上の区域で行われるものである場合にあっては、当該許可貯留区域等において貯留事業等を行う貯留事業者等との調整に関する事項
- 四 調査が他人の鉱区（鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五条に規定する鉱区をいう。以下この号において同じ。）で行われるものである場合にあっては、当該鉱区の鉱業権者との調整に関する事項
- 五 農業、漁業又はその他の産業との調整に関する事項
- 六 調査の結果の取扱いに関する事項

第四十六条 法第百七条第三項の許可証は、様式第二十八によるものとする。

（許可証の再交付及び返納）

第四十七条 許可証の再交付及び返納は、次に掲げるものとする。

- 一 法第百七条第三項の規定により許可証の交付を受けた者が、その許可証を汚損し、又は失ったため、許可証の再交付を受けようとするときは、様式第二十九による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、その申請の理由がその許可証の汚損であるときは、当該許可証を経済産業大臣に返納しなければならない。

二 法第百七条第一項の許可を受けた者（ハの場合にあっては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げるときは、直ちにその許可証（二の場合にあっては、発見した許可証）を経済産業大臣に返納しなければならない。

イ 調査の期間内に調査を終了したとき。

ロ 法第百十条の規定により法第百七条第一項の許可を取り消されたとき。

ハ 許可を受けた者が死亡し、合併し、若しくは分割（その許可を受けた者の地位がこれらにより承継されなかった場合に限る。）し、又は解散したとき。

二 前号に規定する許可証の再交付を受けた後、失われた許可証を発見したとき。

（調査の方法に関する基準）

第四十八条 法第百八条第一号の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 水管、下水道管、ガス管若しくは石油管（以下この号において「水管等」という。）が地下に設けられていると認められる場所又はその付近において調査を行う場合にあっては、当該調査によつて水管等を損傷することがないよう適切な措置を講ずること。
- 二 調査を行うおとする区域における危険を防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 当該調査を適確に遂行するために必要な体制が整備され、その体制の下で行われるものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、当該調査を適確に遂行するために適切な実施計画を作成し、当該計画に基づいて行われるものであること。

（調査の変更の許可の申請）

第四十九条 法第百九条第一項の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 許可の年月日及び許可番号

三 変更の内容

四 変更の理由

2 第四十四条第一項各号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては、前項の申請書に当該変更後の同条第一項の図面を添えなければならない。

3 法第百九条第一項の変更の許可を受けようとする者は、当該申請に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合には、当該申請の際に、許可証を経済産業大臣に提出し、当該変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

（許可を要しない調査の軽微な変更）

第五十条 法第百九条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 調査の用に供する装置等の変更であつて、当該装置等が同種類のものであり、かつ、データの取得範囲に大幅な変更がないもの
- 二 調査の期間の短縮
- 三 調査を行う区域の面積の減少又は十パーセント未満の増加

（調査の軽微な変更等の届出）

第五十一条 法第百九条第三項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 許可の年月日及び許可番号

三 変更の年月日

四 変更の内容

五 変更の理由

2 前条第三号に掲げる事項に変更があつた場合には、前項の届出書に当該変更後の第四十四条第一項の図面を添えなければならない。

3 法第百九条第三項の規定により届出をしようとする者は、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合には、当該届出の際に、許可証を経済産業大臣に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

（調査の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請）

第五十二条 法第百十二条第一項の承認を受けようとする者は、様式第三十二による合併承認申請書又は様式第三十三による分割承認申請書に、次に掲げる書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

二 申請者が法第百八条第二号（ハ及びホを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

2 法第百十二条第一項の承認を受けようとする者は、その申請の際に、許可証を経済産業大臣に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

（調査の許可を受けた者の相続の承認の申請）

第五十三条 法第百十三条第一項の規定による相続の承認を受けようとする者は、様式第三十四による申請書に、次に掲げる書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 戸籍謄本

二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により調査の事業を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書

三 申請者が法第百八条第二号イからハまで又はホのいずれにも該当しないことを誓約する書面

2 法第百十三条第一項の規定による相続の承認を受けようとする者は、その申請の際に、許可証を経済産業大臣に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

（調査の結果の報告）

第五十四条 法第百十五条に規定する報告は、様式第三十五に次に掲げる事項を記載した書面並びに調査によつて得られた地質構造の調査の結果（解析結果を含む。）及びその記録を記録した電磁的記録媒体を添えて行うこととする。

一 調査の信頼性に影響を及ぼす可能性のある事項

二 その他調査が適正に行われたことを説明するために必要な事項

第四章 土地の使用

(土地の立入りの許可の申請)

第五十五条 法第六十六条第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十六による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 土地の所在地及び地目

三 土地の所有者及び占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

四 土地の立入りの予定期間及び目的

(収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第五十六条 二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令(令和六年政令第二百五十一号)第三条の経済産業省令で定める様式は、様式第三十七によるものとする。

(土地の使用の許可の申請)

第五十七条 法第二十一条第一項の規定により他人の土地の使用の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十八による申請書に、土地の登記事項証明書、関係地の実測図及び工事設計書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 土地の所在地及び地目

三 土地の面積

四 土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

五 土地の使用の目的及び理由

六 土地の使用の予定期日及び期間

(関係地の実測図)

第五十八条 前条の関係地の実測図は、次の各号に定めるところによって作成し、符号は、国土地理院発行の五万分の一地形図の図式により、これにないものは適宜のものによるものとする。

一 縮尺二万五千分の一(二万五千分の一がない場合は五万分の一)の一般図によって関係地の位置を示すこと。

二 縮尺百分の一から三千分の一程度までの間で、関係地を表示するに便利な適宜の縮尺の地形図によって関係地を使用の部分は薄い緑色で図示するとともに、関係地内に物件があるときは、その主要なものを図示すること。

2 前条の工事設計書に図示する施設の位置及び内容の図面は、縮尺百分の一から三千分の一程度までのものとする。

(市町村の長に送付する図面)

第五十九条 経済産業大臣が法第六十二条第六項の規定により市町村の長に送付する図面は、第五十七条の関係地の実測図とする。

(使用の手続の保留)

第六十条 法第二十一条第二項の規定により使用の手続の保留の申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十九による申立書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、第五十七条の関係地の実測図に、使用の手続を保留する土地の範囲を黒色の斜線をもって表示するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 使用しようとする土地の所在地及び面積

三 使用の手続を保留する土地の所在地及び面積

四 使用の手続を保留する理由

五 使用の手続開始の予定期日

(水の使用)

第六十一条 第五十七条から前条までの規定は、水の使用に関する権利に準用する。

(使用等の届出)

第六十二条 試掘者は、法第二百二十二条第一項(法第二百二十三条において準用する場合を含む。)の規定により適用される土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の規定により土地に関する権利若しくは水の使用に関する権利を取得したとき、使用を始めたとき、使用を終わったとき、又は使用しなくなったときは、遅滞なく様式第四十による届出書にその旨を記載し、経済産業大臣に届け出なければならない。

第五章 雑則

(立入検査の証明書)

第六十三条 法第二百三十二条第二項(試掘者に限る。)又は第三項の規定により立入検査をする職員的身分を示す証明書は、様式第四十一によるものとする。

(火薬類取締法の適用除外)

第六十四条 法第二百三十四条第一項の経済産業省令で定める数量は、火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)第三十七条に規定する火薬類の数量とする。

(権限の委任)

第六十五条 法第二百三十二条第二項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、試掘場における保安に関するものは、その貯留等作業物を設置する場所を管轄する産業保安監督部長(以下この条において「所轄産業保安監督部長」という。)が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第一号及び第五号に掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第六十七条第二項及び第三項の規定に基づく権限であつて、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある貯留等作業物に関するもの	所轄産業保安監督部長
二 法第六十九条第一項、第二項、第四項及び第七十四条第三項の規定に基づく権限であつて、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある貯留等作業物を設置する試掘場に関するもの	所轄産業保安監督部長
三 法第七十条第二項の規定に基づく権限であつて、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある貯留等作業物を設置する試掘場に関するもの	所轄産業保安監督部長
四 法第七十一条第二項及び第七十三条の規定に基づく権限であつて、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある貯留等作業物を設置する試掘場における作業監督者の選任及び解任に関するもの	所轄産業保安監督部長
五 法第七十五条第一項、第二項及び第四項から第八項までの規定に基づく権限であつて、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある貯留等作業物の工事に関するもの	所轄産業保安監督部長

附則

(施行期日)

1 この省令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和六年十一月十八日)から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令の規定により交付され、発行され、又は作成された様式による書面は、この省令による改正後のそれぞれ対応する様式により交付され、発行され、又は作成された書面とみなす。

[illegible]

(五) 噴出防止設備		二 火薬類取扱所	
7 タンクの主要寸法、材料、個数及び取付箇所		1 火薬類取扱所の名称及び位置 1 火薬類取扱所の名称及び位置 2 火薬類取扱所の名称及び位置 3 火薬類取扱所の名称及び位置 4 火薬類取扱所の名称及び位置 5 火薬類取扱所の名称及び位置 6 火薬類取扱所の名称及び位置 7 火薬類取扱所の名称及び位置 8 火薬類取扱所の名称及び位置 9 火薬類取扱所の名称及び位置	
6 ローターリーホースの強度計算書		1 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 2 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 3 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 4 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 5 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 6 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 7 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 8 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 9 火薬類取扱所の建物の種類及び定員	
5 火薬類取扱所の建物の種類及び定員		1 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 2 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 3 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 4 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 5 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 6 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 7 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 8 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 9 火薬類取扱所の建物の種類及び定員	
4 火薬類取扱所の建物の種類及び定員		1 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 2 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 3 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 4 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 5 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 6 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 7 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 8 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 9 火薬類取扱所の建物の種類及び定員	
3 火薬類取扱所の建物の種類及び定員		1 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 2 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 3 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 4 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 5 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 6 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 7 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 8 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 9 火薬類取扱所の建物の種類及び定員	
2 火薬類取扱所の建物の種類及び定員		1 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 2 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 3 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 4 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 5 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 6 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 7 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 8 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 9 火薬類取扱所の建物の種類及び定員	
1 火薬類取扱所の建物の種類及び定員		1 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 2 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 3 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 4 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 5 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 6 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 7 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 8 火薬類取扱所の建物の種類及び定員 9 火薬類取扱所の建物の種類及び定員	

様式第 1 (第 4 条関係)

試験許可申請書

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住所
代表者の氏名

年 月 日

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和 6 年法律第 38 号。以下「法」という。) 第 4 条第 1 項の規定により、試験の許可を受けたので、同条第 3 項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

- 申請に係る試験区域
- 試験の開始の予定年月日
- 試験の概要

備考

- 本申請書を提出する場合は、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること(当該収入印紙には、消印をしないこと。)
- 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 本申請書に添付する法第 4 条第 3 項第 2 号の図面は、法第 3 条第 1 項の規定により指定された特定区域との位置関係を明示するものであること。
- この申請書に添付する申請者が法第 5 条第 1 項第 2 号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名又は名称及び住所並びに申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を記載すること。また、申請者が法人である場合にあっては、当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付し、申請者が個人である場合にあっては、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別及び役職を記した表を添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 2（第 5 条第 1 号関係）

事業計画書	
氏名又は名称 住 所 代 表 者 の 氏 名	
1	試掘に関する計画
2	試掘の方法に関する事項
3	試掘に要する期間
4	申請に係る試掘区域及びその周辺の地質構造の評価
5	許可貯留区域等における貯留事業等及び法第 12 条第 1 項の政令で定めるものの開
6	発に係る事業（諸外国においてこれらに相当するものを含む。）の実績
7	試掘を行うための資金計画
8	試掘を行うための体制
	その他試掘に関する必要な事項
備考	
1	代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
2	用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 3（第 7 条第 2 項関係）

試掘の許可の更新申請書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
氏名又は名称 住 所 代 表 者 の 氏 名	
下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項（法第 12 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により、試掘の許可の更新を受けたので、法第 9 条第 5 項及び第 12 条第 6 項において準用する法第 4 条第 3 項各号に掲げる書類を添えて、申請します。	
記	
1	許可試掘区域
2	申請に係る試掘の許可番号
3	試掘を開始した年月日
4	試掘の概要
5	試掘の許可の更新を必要とする理由
備考	
1	本申請書を書面により提出する場合にあつては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
2	代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
3	用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 4 (第 8 条第 1 項関係)

特定区域の(指定・変更) 提案書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和 6 年法律第 38 号。以下「法」という。) 第 11 条第 1 項の規定により、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則(令和 6 年経済産業省令第 76 号) 第 8 条第 2 項各号に掲げる書類を添えて、特定区域の(指定・変更)を提案いたします。

記

- 1 当該提案に係る区域の所在地
- 2 当該提案に係る区域の面積
- 3 当該提案の理由

備考

- 1 本様式において(指定・変更)とあるところは、いずれか該当するものを丸で囲むこと。また、変更の提案を行う場合にあっては、当該変更の提案に係る法第 3 条第 8 項の規定により公示された実施要項も添付すること。
- 2 代表者の氏名の欄は、提案者が法人である場合に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 5 (第 9 条第 1 項関係)

試掘許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和 6 年法律第 38 号。以下「法」という。) 第 12 条第 1 項の規定により、試掘の許可を受けたいので、同条第 5 項において準用する法第 4 条第 3 項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

- 1 申請に係る採掘権の鉱区及び鉱物の種類
- 2 申請に係る採掘権の登録番号
- 3 申請に係る試掘区域
- 4 試掘の開始の予定年月日
- 5 試掘の概要

備考

- 1 本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること(当該収入印紙には、消印をしないこと。)
- 2 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 3 本申請書に添付する法第 12 条第 5 項において準用する法第 4 条第 3 項第 2 号の図面は、申請に係る鉱区との位置関係を明示するものとする。
- 4 この申請書に添付する申請者が法第 5 条第 1 項第 2 号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名又は名称及び住所並びに申請者が法人である場合にあっては、当該法人の氏名を記載すること。また、申請者が法人である場合にあっては、当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付し、申請者が個人である場合にあっては、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別及び役職を記した表を添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 6（第10条第 1 項関係）

許可 試験 区域 の 増 減 許 可 申 請 書

経 済 産 業 大 臣 殿

年 月 日

氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定により、許可試験区域の（増加・減少）の許可を受けた
いので、許可試験区域及び申請に係る（増加・減少）後の試験区域との関係を示す図面
並びに同条第 3 項において準用する法第 4 条第 3 項各号に掲げる書類を添えて、申請し
ます。

記

- 1 申請に係る（増加・減少）をしようとする許可試験区域
- 2 申請に係る許可試験区域に係る試験の許可番号
- 3 申請に係る（増加・減少）後の試験区域
- 4 試験の概要

備考

- 1 本様式において（増加・減少）とあるところは、いずれか該当するものを丸で囲むこと。
- 2 本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
- 3 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 4 法第 12 条第 1 項の許可を受けた試験者を除き、本申請書に添付する法第 14 条第 3 項において準用する法第 4 条第 3 項第 2 号の図面は、法第 3 条第 1 項の規定により指定された特定区域との位置関係を明示するものとする。
- 5 許可試験区域の減少に係る申請にあっては、法第 14 条第 3 項において準用する法第 4 条第 3 項第 3 号及び第 4 号並びに二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和 6 年経済産業省令第 76 号）第 10 条第 2 項において準用する同規則第 5 条第 4 号ニに掲げる書類は添付しないこと。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 7（第11条第 1 項関係）

譲 渡 及 び 譲 受 け 認 可 申 請 書

経 済 産 業 大 臣 殿

年 月 日

（譲渡人）
氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

（譲受人）
氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項の規定により、試験の譲渡及び譲受けの認可を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和 6 年経済産業省令第 76 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

- 1 譲渡及び譲受けに係る許可試験区域
- 2 譲渡及び譲受けに係る試験の許可番号
- 3 譲渡及び譲受けの予定年月日
- 4 譲渡及び譲受けの理由

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、譲渡人又は譲受人が法人である場合に記載すること。
- 2 この申請書に添付する譲受人が法第 5 条第 1 項第 2 号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名又は名称及び住所並びに譲受人が法人である場合にあっては、当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付し、譲受人が個人である場合にあっては、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別及び役職を記した表を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 8（第 11 条第 2 項関係）

合併認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号。以下「法」という。）第 17 条第 2 項の規定により、合併の認可を受けたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和 6 年経済産業省令第 76 号）第 11 条第 2 項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

- 1 合併により消滅する法人及び合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所
- 2 申請に係る試験の許可番号
- 3 合併の予定年月日

備考

- 1 この申請書に添付する申請者が法第 5 条第 1 項第 2 号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 9（第 11 条第 2 項関係）

分割認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号。以下「法」という。）第 17 条第 2 項の規定により、分割の認可を受けたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和 6 年経済産業省令第 76 号）第 11 条第 2 項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

- 1 分割前の法人及び分割により一の許可試験区域における試験の全部を承継する法人の名称及び住所
- 2 申請に係る試験の許可番号
- 3 分割の予定年月日

備考

- 1 この申請書に添付する申請者が法第 5 条第 1 項第 2 号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、分割により一の許可試験区域における試験の全部を承継する法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第10（第12条第1項関係）

相続届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏 名
住 所

下記のとおり、試験の相続がありましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号。以下「法」という。）第18条第2項の規定により、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和6年経済産業省令第76号）第12条第1項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
- 2 被相続人の氏名及び住所
- 3 届出に係る試験の許可番号
- 4 相続開始の年月日

備考

- 1 この申請書に添付する相続人が法第5条第1項第2号イからハまで又はホのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第11（第15条関係）

試験権の放棄届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、試験権を放棄しますので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第35条第3項の規定により、届け出ます。

記

- 1 許可試験区域
- 2 届出に係る試験の許可番号
- 3 届出に係る試験権を放棄する理由
- 4 坑口の閉塞その他の措置に関する事項

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 「4 坑口の閉塞その他の措置に関する事項」は、坑口の閉塞その他坑井の取扱いに関する措置について記載すること。また、当該措置の内容を説明する参考書類を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 12 (第 17 条第 1 項関係)

試験の事業の着手届出書

経済産業大臣 殿

年 月 日

氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

下記のとおり、試験の事業に着手しましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律
(令和 6 年法律第 38 号) 第 58 条第 2 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 許可試験区域
- 2 試験の許可番号
- 3 試験の事業の着手の年月日

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 13 (第 17 条第 2 項関係)

試験の事業着手の延期認可申請書

経済産業大臣 殿

年 月 日

氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和 6 年法律第 38 号。以下「法」
という。) 第 58 条第 3 項において準用する法第 37 条第 2 項の規定により、試験の事業
着手の延期の認可を受けたいので、申請します。

記

- 1 許可試験区域
- 2 試験の許可番号
- 3 試験実施計画の認可の年月日
- 4 試験の事業着手の延期の期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 5 試験の事業着手の延期の理由

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第14（第17条第3項関係）

試掘の事業休止の認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号。以下「法」という。）第58条第3項において準用する法第37条第5項の規定により、試掘の事業休止の認可を受けたいので、申請します。

記

- 1 許可試掘区域
- 2 試掘の許可番号
- 3 試掘実施計画の認可の年月日
- 4 試掘の事業着手の年月日
- 5 試掘の事業休止の期間
年 月 日から
年 月 日まで
- 6 試掘の事業休止の理由

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第15（第17条第4項関係）

試掘の事業の再開届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、休止していた試掘の事業を再開したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号。以下「法」という。）第58条第3項において準用する法第37条第6項の規定により、届け出ます。

記

- 1 許可試掘区域
- 2 試掘の許可番号
- 3 試掘実施計画の認可の年月日
- 4 試掘の事業着手の年月日
- 5 試掘の事業休止の期間
年 月 日から
年 月 日まで
- 6 試掘の事業再開の年月日

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 16 (第 18 条第 1 項関係)

試掘実施計画

経済産業大臣 殿

年 月 日

氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

- 許可試掘区域
- 許可試掘区域の地質構造の評価及び過去の調査開発の経緯
- 許可試掘区域に関する計画
- 試掘の方法に関する事項
- 試掘に要する期間
- 試掘場における保安を確保するための措置に関する事項
- 坑口の閉塞その他の措置に関する事項
- 試掘の適切な実施を確保するための資金計画
- (1) 試掘を行うための体制
- (2) 試掘を行うための体制

備考

- 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和 6 年経済産業省令第 76 号）第 19 条第 1 項の規定に基づく試掘実施計画の変更の認可の申請の場合は、当該変更後の試掘実施計画及び当該変更に係るものの内容を説明する参考書類を添付すること。
- 「8 坑口の閉塞その他の措置に関する事項」は、坑口の閉塞その他坑井の取扱いに関する措置について記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 17 (第 19 条第 1 項関係)

試掘実施計画の変更認可申請書

経済産業大臣 殿

年 月 日

氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号）第 60 条第 1 項の規定により、試掘実施計画の変更の認可を受けたいので、当該変更後の試掘実施計画及び当該変更に係るものの内容を説明する参考書類を添えて、申請します。

記

- 試掘の許可番号
- 変更の概要
- 変更の理由

備考

- 本申請書に添付する変更後の試掘実施計画は、様式第 16 によること。
- 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

試掘実施計画の軽微変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

下記のとおり、試掘実施計画を変更しましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第60条第2項の規定により、変更後の試掘実施計画を添えて、届け出ます。

記

- 1 試掘の許可番号
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

備考

- 1 本届出書に添付する変更後の試掘実施計画は、様式第16によること。
- 2 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 3 「2 変更の内容」は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和6年経済産業省令第76号）第19条第3項各号のいずれに該当するかの別を明らかにすること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

定期報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号。以下「法」という。）第64条第1項において準用する法第49条の規定により、試掘によって得られた地質構造の調査の結果及びその記録を記録した電磁的記録媒体を添えて、認可試掘実施計画の実施状況を報告します。

記

- 1 許可試掘区域
- 2 試掘の許可番号
- 3 認可試掘実施計画の実施状況

- (1) 試掘に関する計画の進捗
- (2) 試掘の方法に関する事項の状況
- (3) 試掘場における保安を確保するための措置に関する事項の状況
- (4) 試掘の適切な実施を確保するための措置に関する事項の状況
- 4 その他報告すべき事項

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、報告者が法人である場合に記載すること。
- 2 「3 認可試掘実施計画の実施状況」の報告にあつては、その内容を説明する参考書類を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 20 (第 22 条関係)

試験廃止届出書

経済産業大臣 殿

年 月 日

氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

下記のとおり、試験を廃止したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号。以下「法」という。) 第 64 条第 2 項において準用する法第 57 条第 1 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 許可試験区域
- 2 試験の許可番号
- 3 廃止した年月日
- 4 廃止した理由
- 5 坑口の閉塞その他の措置に関する事項

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 「5 坑口の閉塞その他の措置に関する事項」は、法第 64 条第 3 項において準用する法第 23 条第 1 項の規定に基づき措置について記載すること。また、当該措置の内容を説明する参考書類を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 21 (第 24 条第 3 項関係)

災害報告書

殿

年 月 日

氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

下記のとおり、災害が発生しましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 68 条第 1 項の規定により、報告します。

記

- 1 試験場名
- 2 所在地 (電話番号)
- 3 試験者名
- 4 作業監督者氏名 (作業区分)
- 5 災害発生年月日時
- 6 災害の種類
- 7 災害発生箇所
- 8 罹災者に関する事項
 - (1) 職種名
 - (2) 氏名
 - (3) 年齢
 - (4) 罹災程度 (休業見込日数)
 - (5) 経験年月
- 9 災害の概況
- 10 災害の原因
- 11 作業監督者が本災害発生の前後にとった処置
- 12 試験者が本災害の発生前に講じていた保安を確保するための措置に対する評価
- 13 試験者が本災害に対してとった保安上の処置及び今後の対策

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、報告者が法人である場合に記載すること。
- 2 災害発生年月日時とは 24 時間制とすること。
- 3 説明図を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 22 (第 26 条第 1 項及び第 2 項関係)

保安規程 (変更) 届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

下記のとおり、保安規程を (定めた・変更した) ので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 69 条第 1 項 (第 69 条第 2 項) の規定により、保安規程を添えて、届け出ます。

記

- 1 試掘場名
- 2 所在地 (電話番号)
- 3 試掘者名

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 本様式において (定めた・変更した) とあるところは、いずれか該当するものを丸で囲むこと。
- 3 保安規程の変更にあつては、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則 (令和 6 年経済産業省令第 76 号) 第 26 条第 2 項に規定する変更を必要とする理由を記載した書類を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 23 (第 28 条関係)

作業監督者の (選任・解任) 届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

下記のとおり、作業監督者を (選任・解任) したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 71 条第 2 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 試掘場名
- 2 所在地 (電話番号)
- 3 試掘者名
- 4 (選任・解任) した者の氏名
- 5 (選任・解任) 年月日
- 6 (選任・解任) した作業の区分

備考

- 1 本様式において (選任・解任) とあるところは、いずれか該当するものを丸で囲むこと。
- 2 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 3 選任の場合にあつては、選任した者が二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則 (令和 6 年経済産業省令第 76 号) 第 27 条第 1 項又は第 2 項に規定する要件を満たすことを証する書面を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 24 (第 33 条第 1 項関係)

工事計画又は変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、工事をしたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号）第 75 条第 1 項又は第 2 項の規定により、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和 6 年経済産業省令第 76 号。以下「規則」という。）第 33 条第 1 項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 試掘場名
- 2 所在地（電話番号）
- 3 試掘者名
- 4 工事の種類

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 本様式において「4 工事の種類」には規則別表第 1 の中欄に掲げる事項を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 25 (第 33 条第 3 項関係)

工事計画軽微変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号）第 75 条第 8 項の規定により、工事の計画を変更したので、変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 工事の計画の変更に係る試掘場の名称及び所在地
- 2 変更の年月日
- 3 変更の内容

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第26（第44条第1項関係）

探 査 許 可 申 請 書

経 済 産 業 大 臣 殿

年 月 日

氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号。以下「法」という。）第107条第1項の規定により、探査の許可を受けたいので、探査を行おうとする区域を表示する図面及び法第108条第2号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添えて、申請します。

記

- 申請の区域の所在地
- 探査の期間
- 探査の実施計画
 - 計画名
 - 目的
 - 計画の目標
 - 探査を行おうとする区域における危険を防止するために講ずる必要な措置に関する事項
 - 探査の実施体制（請負に関する事項を含む。）
 - 探査と関連する過去又は将来の探査計画
- 探査の方法
 - 海域において探査を行おうとする場合にあつては、当該探査の用に供する船舶（当該探査に使用する警戒船等の船舶を含む。）の詳細
 - 船舶の名称、種類、船籍、船舶番号及び信号符号
 - 船舶の所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号
 - 船舶の責任者の氏名、経歴、住所及び電話番号
 - 全長、最大喫水、総重量及び航行最大速度
 - 船舶への通信手段
 - 船員数
 - 船舶全体を確保できる写真
 - 探査の用に供する装置及び機器の詳細
 - 地震探査法又は第43条第2項各号に掲げる方法のうち該当するもの
 - 使用する主要な装置及び機器、これらの仕様並びに個数等
 - その他探査の具体的な方法を説明するために必要な事項
- 寄港予定地及び寄港予定日
- 探査が他人の許可貯留区域等の直上の区域で行われるものである場合にあつては、当該許可貯留区域等において貯留事業等を行う貯留事業者等との調整に関する事項
- 探査が他人の鉱区で行われるものである場合にあつては、当該鉱区の鉱業権者との調整に関する事項

- 農業、漁業又はその他の産業との調整に関する事項
- 探査の結果の取扱いに関する事項

備考

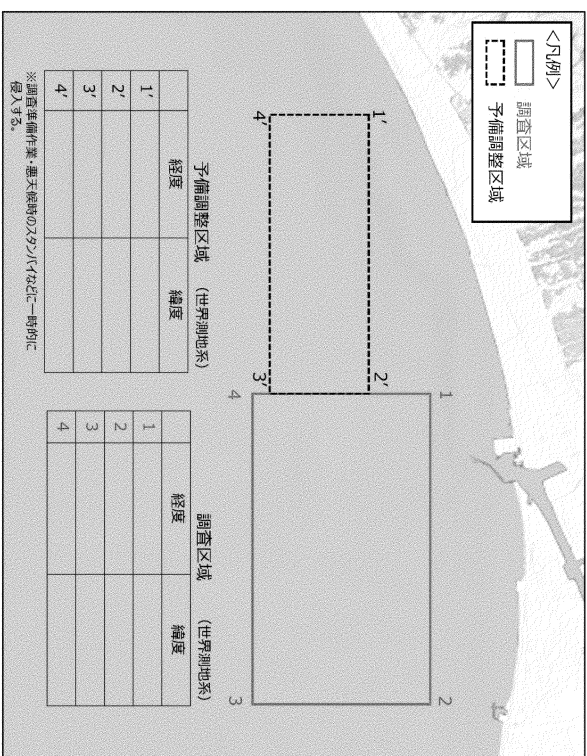
- 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 「3（3）計画の目標」には、陸域、海域別の測線長、探査方法などの探査の内容を記載し、探査で求める成果を記載すること。
- 法第108条第2号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名又は名称及び住所並びに申請者が法人である場合にあつては、その代表者の氏名を記載すること。
- また、当該書面には、申請者が法人である場合にあつては、当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付し、申請者が個人である場合にあつては、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別及び役職を記した表を添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第27（第44条第 1 項関係）

探査を行おうとする区域を表示する図面（世界測地系）

氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

- 1 申請の区域の所在地
- 2 申請の区域の面積
- 3 縮尺
- 4 平面直角座標系の系番号



備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 2 探査を行おうとする区域を表示する図面（世界測地系）は、上記の例により作成すること（緯度、経度に併せて X、Y 座標値を記入すること。）。
- 3 探査を行おうとする区域を表示する図面の縮尺は、原則 10,000 分の 1 とすること。ただし、10,000 分の 1 とすると区域が明示し難い場合には、縮尺を明記の上、適宜の縮尺によること。
- 4 探査を行おうとする区域を含む国土地理院発行の 50,000 分の 1 地形図が発行されている場合には、その地形図の図名を記載すること。さらに、当該探査を行おうとする区域の位置が、当該地形図を 4 等分した区画のうち、いずれの区画に該当するかを○印で表示すること。
- 5 記号は、国土地理院発行の 50,000 分の 1 地形図の図式記号及び日本産業規格 鉱山記号（JIS M 0101）によること。
- 6 記号のうち、次に掲げるものは、それぞれの色別によること。

- 赤色・・・三角点の標高、真北線、探査を行おうとする区域の頂点及びその番号、頂点の座標値、境界線
- 青色・・・河川、湿地、湖沼、海岸線
- 褐色・・・道路
- 黒色・・・三角点、等高線
- 7 用紙は、上質紙、和紙、合成紙その他の長期保存に適したものをを用いること。
 - 8 図面の作成に当たっては、印刷インク、ボールペン（水性かつ染料を使用したものを除く。）、絵具、墨その他の退色し、又は消失しないものを用いること。
 - 9 回頭区域、予備調整区域、探査測線又は探査測点その他の探査を行う位置を把握するために必要な事項を記載すること。
 - 10 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

探査許可証

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第107条第1項の許可を受けた者であることを証する。

経済産業大臣 印

探査を行う区域の所在地	
探査の期間	
船舶の名称	
船舶番号	
地震探査法又は第43条第2項各号に掲げる方法のうち該当するもの	
許可の年月日	
許可番号	
許可の条件	

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載する。
- 2 船舶の名称及び船舶番号は、海域において探査を行おうとする場合に記載する。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

許可証再交付申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和6年経済産業省令第76号）第47条第1号の規定により、許可証の再交付を受けたいので申請します。

記

- 1 許可の年月日及び許可番号
- 2 再交付を申請する理由

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 2 申請の理由が許可証の汚損であるときは、汚損した許可証を返納すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 30 (第 49 条第 1 項関係)

探査変更許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 109 条第 1 項の規定により、探査の変更の許可を受けたいので申請します。

記

- 1 許可の年月日及び許可番号
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 2 この申請書には、第 44 条第 1 項各号に掲げる事項に変更がある場合には、当該変更後の同項の図面を添付すること。
- 3 探査許可証の記載事項に係る変更を行おうとする場合には、当該変更申請に併せて当該探査許可証を提出すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 31 (第 51 条第 1 項関係)

探査の軽微な変更等届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、探査の軽微な変更等をしたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 109 条第 3 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 許可の年月日及び許可番号
- 2 変更の年月日
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 この届出書には、第 50 条第 3 号に掲げる事項の変更がある場合には、当該変更後の第 44 条第 1 項の図面を添付すること。
- 3 探査許可証の記載事項に係る変更の届出を行おうとする場合には、当該変更の届出に併せて当該探査許可証を提出すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

合併承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第112条第1項の規定により、合併の承認を受けたいので、関係書面を添えて、申請します。

記

- 合併により消滅する法人及び合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所
- 許可の年月日及び許可番号
- 合併の予定年月日

備考

- この申請書には、合併契約書の写し及び申請者が二酸化炭素の貯留事業に関する法律第108条第2号（ハ及びホを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付すること。
当該書面には、合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
- 申請に併せて、探査許可証を提出すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

分割承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第112条第1項の規定により、分割の承認を受けたいので、関係書面を添えて、申請します。

記

- 分割前の法人及び分割により探査の事業を承継する法人の名称及び住所
- 許可の年月日及び許可番号
- 分割の予定年月日

備考

- この申請書には、分割計画書又は分割契約書の写し及び申請者が二酸化炭素の貯留事業に関する法律第108条第2号（ハ及びホを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付すること。
当該書面には、分割により当該許可に係る探査の事業の全部を承継する法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
- 申請に併せて、探査許可証を提出すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 34 (第 53 条第 1 項関係)

相続承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏 名
住 所

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 113 条第 1 項の規定により、相続の承認を受けたいので、関係書面を添えて、申請します。

記

- 1 被相続人との続柄
- 2 被相続人の氏名及び住所
- 3 許可の年月日及び許可番号
- 4 相続開始の年月日

備考

- 1 この申請書には、戸籍謄本、相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により探査の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書及び申請者が二酸化炭素の貯留事業に関する法律第 108 条第 2 号イからハまで又はホのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付すること。
当該書面には、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
- 2 申請に併せて、探査許可証を提出すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 35 (第 54 条関係)

探査結果報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、探査によって得られた地質構造の調査の結果及びその記録を記録した電磁的記録媒体を添えて、探査の結果を報告します。

記

- 1 許可の年月日及び許可番号
- 2 探査を行った区域の所在地
- 3 探査の期間
- 4 探査の信頼性に影響を及ぼす可能性のある事項
- 5 その他探査が適正に行われたことを説明するために必要な事項

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、報告者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

土地の立入り許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第116条第1項の規定により、土地の立入りの許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 土地の所在地及び地目
- 2 土地の所有者及び占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 3 土地の立入りの予定期間
- 4 土地の立入りの目的

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

裁決申請書

（裁決申請者）
氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

（相手方）
氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第117条第2項の協議が成立しないので、同条第3項の規定により、裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内訳
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者

氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

収用委員会

御中

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、裁決申請者又は相手方が法人である場合に記載すること。
- 2 裁決申請者が2以上の場合には、連名で申請することができる。
- 3 「1 損失の事実」は、損失の内容の説明のほかに、発生場所及び時期を記載すること。
- 4 「2 損失の補償の見積り及びその内訳」は、積算の基礎を明らかにすること。
- 5 「3 協議の経過」は、経緯の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 38 (第 57 条 関係)

土地の使用許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 120 条第 1 項の規定により、土地の使用の許可を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則 (令和 6 年経済産業省令第 76 号) 第 57 条に掲げる書類を添えて、申請します。

記

- 1 土地の所在地及び地目
- 2 土地の面積
- 3 土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 4 土地の使用の目的及び理由
- 5 土地の使用の予定期日及び期間

備考

- 1 本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること (当該収入印紙には、消印をしないこと。)
- 2 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 39 (第 60 条 関係)

土地の使用手続の保留申立書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 121 条第 2 項の規定により、土地の使用の手続を保留したいので、申し立てます。

記

- 1 使用しようとする土地の所在地及び面積
- 2 使用の手続を保留する土地の所在地及び面積
- 3 使用の手続を保留する理由
- 4 使用の手続開始の予定期日

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申立者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

土地の使用等届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和 6 年経済産業省令第 76 号）第 62 条の規定により、届け出ます。

記

- 1 土地の所在地及び面積
- 2 届出の理由
- 3 使用等に係る年月日

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 「2 届出の理由」には、土地に関する権利若しくは水の使用に関する権利を取得したこと、使用を始めたこと、使用を終えたこと又は使用しなくなったことのいずれかについて記載すること。
- 3 「3 使用等に係る年月日」には、「2 届出の理由」に記載した事項が生じた年月日を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

表

第 号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第 132 条の規定による立入検査証

職名及び氏名

年 月 日生

年 月 日発行（1 年間有効）

経済産業大臣 印

写 真
契 印

二酸化炭素の貯留事業に関する法律抜粋

(報告徴収及び立入検査)

第百三十二条 (略)

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、試掘者又は導管輸送事業者に対し、その業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、試掘者又は導管輸送事業者の事業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、探査を行う者に対し、その行為に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、探査を行う者の事業所、事務所若しくは自動車若しくは船舶(以下この項において「自動車等」という。)に立ち入り、その行為の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 (略)

5 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 (略)

第百四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〜九 (略)

十 第百三十二条第一項から第四項までの規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第百四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百四十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とする。